

# 平成 21 年度年賀寄附金 配分申請要領

## — 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

### はじめに

社会貢献事業に対する平成 21 年度年賀寄附金の配分団体を  
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 20 年 10 月 1 日（水）から同年 11 月 30 日（日）

### 【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年（1949 年）12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）を、そして平成 3 年（1991 年）からは「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）を発行しています。今年は始まりから数えて 60 年目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約 454 億円にのぼります。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号）に基づいてこれを行っております。お預かりしました寄附金を、法律に定められています 10 の分野の事業（P. 6 「申請のできる事業分野と事業期間」を参照）を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

### 【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約 5 億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。国においては民間非営利活動を促進するための公益法人制度が新たに発足し、本年 12 月 1 日より施行されます。これにより「民間の担う公共活動」へ向けて民間の寄附文化が更なる広がりを見せようとしています。年賀寄附金配分事業はまさに民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

### 【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野、および「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」という“物品”を主体

とする分野に対し行われます。

配分事業プログラムは次の5つのプログラムです。

申請区分	申請可能な金額
活動・一般プログラム	50万円～500万円まで
活動・チャレンジプログラム	～50万円まで
施設改修	
機器購入	～500万円まで
車両購入	

活動・チャレンジプログラムは毎年申請と審査を条件として4年間の継続受給が可能です。この間に新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入って行くステップを支援することにより、社会に先駆的事業が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば途中から「活動・一般プログラム」として申請することも可能です（ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。）。

#### 【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザリー・グループ」が平成18年に設置されました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施いたします。この評価は、今後の年賀寄附金配分助成事業の改善のための参考として役立てるため、また、事業を実施された団体の皆さんに実施された事業が将来にわたり、よりステップアップに繋がるよう再度、事業内容を見つめ直す機会にしていただきたいと願って行うものです。

## 【 助成配分において今回特に留意する事項】

### (1) 「車両購入」助成における環境対応車（以下、エコカーという。）の扱いについて

深刻化する地球環境問題、特に地球温暖化は予想以上のスピードで進んでいます。このような中、車両が排出するCO<sub>2</sub>が地球温暖化に及ぼす影響を看過できない状況にあり、如何にこのCO<sub>2</sub>量を減少させるかが喫緊の課題となっています。そこで、車両利用が必要不可欠な活動等に取り組んでいる団体が、環境に配慮したエコカーを活用して地球温暖化防止に配慮しつつその活動を行おうとされる場合には、配分にあたって、その取得経費増分を考慮することいたします。ただし、単なる既存車からエコカーの切り替えではなく、そこに新たな付加価値、先駆性、波及性のある他のモデルとなるような活動であることを期待いたします。（活動内容によっては既存車より電動アシスト自転車等へ切り替えた方が、より環境に配意した取組となるものについては、『器機購入』申請において配慮いたします。）

対象車種は電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等のエコカーとします。なお、国・地方自治体の補助金制度等がある場合には、配分決定後購入に際し、その補助金等の手続きを申請団体に行なっていただきます。この分野は未だ大きな動きのある分野であるため、本件申請希望団体は必ず事前に年賀寄附金事務局にご相談いただき、その上で申請していただくようにお願いいたします。

### (2) 「活動・チャレンジプログラム」における郵便資源の活用等について

郵便事業は社会貢献活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、地域の一人住まいのお年寄りへの声掛け活動（ひまわりサービス）等を行っていますが、地域との連携を基盤とする事業として、これまで以上に、地域社会の発展、社会福祉への貢献を果たしていきたいと考えています。そこで従前からの地方公共団体との連携はもとより、地域に根ざした活動をしている様々な非営利団体との連携も積極的に進めていきたいと考えています。具体的には、郵便事業のもつ資源、例えば地域の隅々までカバーした配達網、物流拠点、人的パワー等を活用して、あるいは協働した取り組みにより、より成果を増進させることができると期待できる活動について、郵便事業としてどのような関わり方が可能か事前にご相談に応じることにより、郵便事業との協働にご関心のある地域の非営利団体による申請を支援いたします。

※1. 本件申請希望団体には、事前に年賀寄附金事務局に、郵便資源の活用ができるかどうかについての確認・照会していただいた上で、申請していただきます。

なお、事務局が協働の可能性実現へ向けてお手伝いいたしますが、希望される活動内容等によってご希望に沿いかねる場合があります。また、あくまでも申請前における協働活動の実施可否の調整・確認であり、寄附金配分をお約束するものではなく、寄附金の配分は申請後の年賀寄附金審査委員会の審査結果により決定されますので、ご了承願います。

※2. 「活動・チャレンジプログラム」における社会福祉法人・更生保護法人・社団法人・財団法人・NPO法人の非営利法人活動と郵便事業の協働の可能性を探求します。

※3. 参考事例

(1) 過去の年賀寄附金配分事例

① 過疎地の高齢者にNPO法人が「お元気ですか！」のお便りを出し、近況確認と生活支援の要望を返信で聞き、NPO法人が対応する。[平成20年度配分事業]

② 七夕祭りに地域のシニアNPO法人がシニアの社会参加による地域福祉実現活動の一環として、笹飾りの権利を確保し、郵便で全国から笹に飾る短冊を集め飾り、市民交流の輪の拡大に取り組む。[平成18年度配分事業]

(2) 郵便事業の地方公共団体等との連携事例

①過疎地域における高齢者への励ましの声かけ、②道路損傷等の情報提供、

③要保護高齢者・迷子の発見・保護、④安心パトロール、⑤こども110番

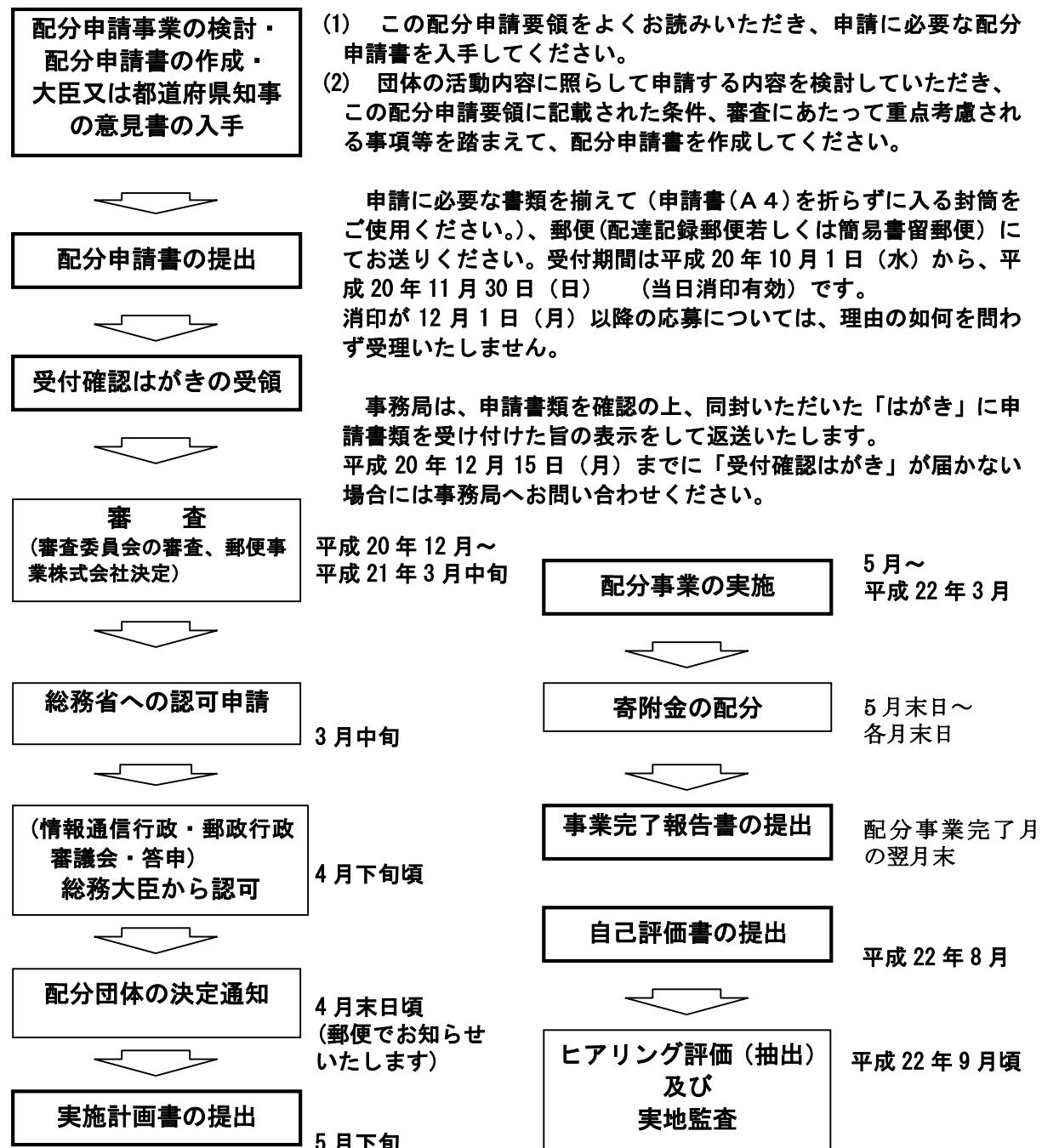
(3) その他

地域のための“ふれあいの場”提供、ものづくり教室の開催、各種サークルの発表・展示など。

(3) 寄附金付お年玉付絵入り年賀はがき地方版発行に伴う寄附金の地域還元について

地域で集まった善意はその地域の活動に還元されることが好ましいとの考え方に対応し、寄附金付お年玉付絵入り年賀はがき地方版の復活に併せて、新規の小額規模の活動等について地域に配慮した助成をいたします。具体的には、寄附金総額の一定割合について、地域ごとの申請状況にも配慮しつつ、地域で集まった寄附金を地域の新規の小額活動申請案件等に配分いたします。

## 1. 配分事業の流れ



※ 太線（[ ]）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

## 2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。  
具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 民法第34条の規定に基づく法人(社団法人、財団法人)
- (4) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記3に示す10の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は2年連続して同一団体が受けることはできません。(平成20年度の配分決定を受けた団体は平成21年度の配分対象となりませんので、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)。ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良ければ4年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)。

なお、本年12月1日より新公益法人法が施行になります。それにより法人種別、法人名称等変更の生じることが想定されます。今回の年賀寄附金配分助成では当面申請時点の法人種別が継続されるものとみなします。

## 3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により10の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成22年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

### (1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業

- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(2) その他の条件

- ① 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業と重複する内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
- ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。また、車両購入は1申請につき1台です。
- ③ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業(前記①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ④ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)。
- ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
- ⑥ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上あり、平成21年4月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
- ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
- ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能。

(3) 申請事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること  
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること  
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること  
事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切で

あり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

これら4条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。

(4) 定量的条件の配慮

以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額(支出合計としてはいかが)のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

#### 4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成21年度年賀寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

(1) 申請書類（必須提出書類）

- ① 年賀寄附金配分申請書（申請書には、「活動・一般」、「活動・チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類がありますので、どれか1つを選択してください。）
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成19年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成20年度申請団体収支予算書
- ⑥ 必要な見積書

(2) 説明資料

- ① 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等（個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付）
- ② 重要文化財の保護の場合、登録証明書など重要文化財の指定を受けていることの分かる書類等
- ③ 団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ④ その他必要と考える説明資料

### (3) 返信用郵便はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用郵便はがき」を必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便若しくは簡易書留郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。  
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

#### (申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いいたします。)

受付期間は平成20年10月1日（水）から、平成20年11月30日（日）（当日消印有効）です。  
消印が12月1日（月）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

### (4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン、万年筆）の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを持出ください。  
なお、コピーは両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加、記入欄を超えて、記入文字数制限を超えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類（添付資料を含む）のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掲んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

## 5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成21年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

## 6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、ご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があり、その際は申請団体に連絡します。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします（自己負担金額の減額はできません）。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんから、増額分を自己負担していただくことになりますので、あらかじめご了承願います。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・中間月・事業終了月の時期から送金月（2回）を選択することができます。

## 7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社により年賀寄附金配分を受けました」旨の記述は歓迎いたしますので、年賀寄附金事務局（下記「10. お問い合わせ先」の連絡先）までご連絡ください。

## 8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

## 9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により 監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員監査職員が監査のために派遣され実地に監査を行います。

また、平成18年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

## 10. お問い合わせ

### (1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

### (2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いいたします。)

## 11. その他ご注意

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以上